

## 市民との協働に関する指針

### はじめに

#### 第1章 指針の目的と協働の基本理念

- 1 指針の目的
- 2 用語の使い方
- 3 協働の基本理念
- 4 協働の担い手としての役割

#### 第2章 協働の現状と課題

- 1 協働をめぐる現状
- 2 今後取り組むべき課題

#### 第3章 協働のさらなる推進のために

##### 第1節 市民参加制度の充実

###### 第1項 市民参加の考え方

###### 第2項 計画段階における市民参加

- 1 計画段階における市民参加の対象
- 2 計画段階における市民参加の時期
- 3 計画段階における市民参加に関する事項の公表
- 4 計画段階における市民参加の手続

###### 第3項 実施段階における市民参加

- 1 協働事業の充実
- 2 事業提案制度の導入
- 3 環境美化里親制度の導入
- 4 コミュニティビジネスの支援
- 5 その他の市民参加手続

#### 第4項 評価段階における市民参加

- 1 評価段階における市民参加の考え方
- 2 評価段階における市民参加のしくみ

### 第2節 市民公益活動の促進

- 1 市民公益活動促進の考え方
- 2 活動促進のための施策

### 第3節 協働の推進体制の強化

- 1 情報公開の総合的な推進
- 2 庁内の体制整備
- 3 パートナーシップ意識の普及・啓発
- 4 指針の活用

## はじめに

社会・経済情勢に不透明感が漂う一方、少子・高齢化や環境問題、さらには情報化、国際化が進行するなど、近年の地域社会の課題はかつてないほど複雑かつ高度化しています。

厳しい財政状況の下で、限られた財源を真に住民の求めるサービスやまちづくりに対していかに公平・公正に配分するかが重要な課題となるなか、平成12年4月の地方分権一括法<sup>1</sup>の施行を契機に、各地方公共団体の「自己決定・自己責任」による地域経営能力が問われるようになってきました。

一方、公共領域の課題を自主的に解決しようとする市民の関心も高まっており、サービスの受益者であるだけでなく、自ら公的サービスを提供したり、まちづくりを担う側でもある方向へと市民の役割意識が大きく変化してきています。

市民と市がそれぞれの持つ智恵や情報、技術、場所、時間などの社会資源を出し合い、相互理解を深めて長所を活かし合うことは、魅力あるまちづくり、そして分権時代にふさわしい「新しい公共」<sup>2</sup>を実現する可能性を秘めています。

このため、これからの市政運営においては、まちづくりの主役である市民の協力と参加が大変重要であるとの認識から、第四次総合計画<sup>3</sup>では、「市民との協働」のもとに、「みんなでつくる安心、希望、支え合いのまち柏」を実現していくことにしています。

そこで、これまでの実践の成果を踏まえ、さらなる協働推進体制の充実を図るために、協働の考え方や課題を整理するとともに、市民参加の手法や市民公益活動促進のあり方などをとりまとめた市民との協働に関する指針を策定しました。

策定にあたっては、学識経験者やNPO<sup>4</sup>などの市民団体代表、市の職員で構成する「市民との協働推進委員会」を設置するとともに、パブリックコメント<sup>5</sup>やアンケートなどによって市民各層からご意見をお聴きしながら、協議・検討を重ねました。

市では、この指針に基づき、市民の理解と協力、そして参加を得ながら、対等な立場で協働によるまちづくりを推進してまいります。

---

<sup>1</sup> 正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。住民に身近な行政はできるだけ地方で行うなど、国と地方の関係を見直す地方分権改革の柱として、475本の法律を一括して改正したもの。

<sup>2</sup> 「公」と「私」のパートナーシップのもとに役割を分担し、従来の枠組みを越えた「公共」を築く、新しい社会関係のあり方。

<sup>3</sup> 目標とする都市像や施策を掲げた、市のまちづくりの計画の基本となる計画。

<sup>4</sup> Non Profit Organization 民間非営利組織。営利を目的としない公益的活動を行う団体。

<sup>5</sup> 市の基本的な施策等を策定する際、その内容等を公表して市民等から意見の提出を受け、これを考慮して意思決定を行い、意見の概要と市の考え方等を公表する一連の手続。

## 第1章 指針の目的と協働の基本理念

### 1 指針の目的

この指針は、市民と市との信頼関係を構築するとともに、市民参加によるまちづくりを推進し、第四次総合計画に掲げる将来都市像である「みんなでつくる安心・希望・支え合いのまち 柏」を実現することを目的として、市民との協働に関する基本的な事項について定めるものです。

### 2 用語の使い方

この指針では、主な用語について以下のように使うものとします。

#### (1) 「行政活動」

地方自治法第2条第2項<sup>6</sup>に規定する事務を処理するために、市の機関が行う活動をいいます。

#### (2) 「市民」

本市内に在住、在勤または在学している個人及び市内に事務所を有する法人その他の団体をいい、個人のほか、町会・自治会やふるさと協議会・地区社会福祉協議会などの地域団体、ボランティアや公益活動を行う市民活動団体、生涯学習や趣味的活動を行う団体、共益団体<sup>7</sup>、事業者、学校法人、公益法人<sup>8</sup>等を含みます。

#### (3) 「市民公益活動」

本市における不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、市民の自由で自発的な意思に基づき自立的に行われるものをいいます。ただし、次に掲げる活動は除きます。

営利を目的とする活動

宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的

<sup>6</sup> 「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」とする規定。

<sup>7</sup> 相互の親睦・連絡・救済・福利厚生等を主たる目的とする団体。同好会、PTA、生活協同組合、農業協同組合など。

<sup>8</sup> 民法や他の特別法によって設立された法人で、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法に基づいて設立された、いわゆるNPO法人）を除くもの。

## とする活動

特定の公職（公職選挙法第3条<sup>9</sup>に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

### (4) 「市民公益活動団体」

もっぱら市民公益活動を行う法人その他の団体をいい、この指針でいう「市民」の中に含まれる概念のひとつです。

### (5) 「協働」

地域を市民にとってより良いまちにするという共通目的を達成するため、自立と対等性を基本に、市民と市がそれぞれの機能の違いを活かし、相互に補完し役割を分担して責任を果たす活動体系です。

協働の形態には、市民（個人）と市、市民（大学）と市民（事業者）、市民（地域団体）と市民（市民公益活動団体）など、様々な組み合わせがあります。

この指針では、主として広義の市民と市との協働について定めます。

### (6) 「市民参加」

市民の英知や行動力を反映した行政活動を行うため、政策や計画の立案から実施・評価に至る各段階において、市民が様々な形で自由な意思により主体的に参加することをいいます。

## 3 協働の基本理念

(1) 協働は、市民の豊かな知見と創造的な活力を活かし、様々な立場の市民の誰もが、誇りと希望を持って住み続けられるまちづくりの実現に向けて、市民と市が対等の立場で理解を深めながら推進するものです。

(2) 協働は、市が果たすべき役割と責任を軽減するものではなく、より多様で質の高い公共サービスの提供やまちづくりの推進によって、公共の利益と福祉の増進を追求する取り組みのひとつです。

(3) 市は、住民に最も身近な行政体として、市民公益活動の自立性と多様性を尊重しながら、行政活動の様々な局面で、その目的や内容、過程を広く市民に公開した協働によって、まちづくりを進めます。

(4) 市は、協働の推進において、きめ細かさや迅速性に欠けるとされる行政の

---

<sup>9</sup> 「この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。」とする規定。

弱点と、安定性などに不安がある市民公益活動の弱点を補い、また、専門性、創造性、機動性、地域性など各主体固有の機能や特色を活かすよう努めます。

#### 4 協働の担い手としての役割

##### (1) 市民の役割

協働における市民の役割は、基本理念にのっとり、まちづくりにおける責任と役割を自覚し、自らの工夫と智恵をもって主体的に協働の推進と公共福祉等の増進に努め、その責任を果たすことであり、単なる奉仕や、労力の提供ではありません。

個人の場合は、進んで様々な活動に参加したり、協働に関心を持って支援すること、事業者においては、豊富な人的・物的資源や経験の蓄積を協働のために提供すること、団体ならば、その市民公益活動についての情報を積極的に公開するなど活動が広く理解されるよう努めることや、専門性、機動性などの特性を活かした活動によって安定した社会的評価を得ることなどが望まれます。

##### (2) 市の役割

協働における市の役割は、基本理念にのっとり、協働を適切に推進するために、人材の育成、意識啓発、市民参加のしくみの整備、情報提供の充実、市民公益活動の促進、その他必要な施策を実施することです。

## 第2章 協働の現状と課題

### 1 協働をめぐる現状

#### (1) 社会システムの転換

これまでの社会システムは、税を主財源として平等・中立に基づき公共サービスを提供する行政と、出資者への利益配当を前提とし市場性に左右される経済活動を提供する事業者とが中心になって運営されるものでした。特に公共領域については、政策形成から事業の実施までを行政が一元的に担うのが当然とされてきました。

このシステムは、地縁のつながりが強く多くの人と同じ価値観で生きる社会においては効率性が高く、また、事業者が経済活動に集中できたことなどから、一定の機能を果たしてきました。

しかし、高齢化の急激な進行や少子化、価値観の多様化、地方分権の進展、財政状況の悪化など社会・経済環境が大きく変化し、地域社会の新たな課題

が山積している今日、公共サービスの提供やまちづくりを行政が一元的に担う、これまでのようなシステムには限界があることが明らかになっています。

このため、福祉などの市民生活に身近なサービスや、環境保全などの地域の特性を活かしたまちづくりを中心に、きめ細かく効果的な行政運営を進めていく上では、行政に必然的に要請される公平性など固有の制約に縛られることなく、非営利で柔軟に対応できる「新たな公共領域の担い手」の役割が重要になってきています。

「新たな公共領域の担い手」である市民は、地域団体から公益団体、各種法人、個人まで、活動の形態も内容も多様であり、各々の特性を活かした協働が望まれます。

## (2) 協働の効果

市民と市の協働が進むと、公共サービスの質の向上や行政コストの削減、職員の意識改革といった政策的な効果だけではなく、社会的観点や市民生活的観点から見た次のような効果も期待され、さらに協働の裾野を広げていく必要性が高まっています。

- ・市民と市の相互理解と協力による、「新しい公共」の実現
- ・地域の課題を自ら解決することによる、地域民主主義の活性化
- ・生活の場に密着した公益活動を通じた、地域コミュニティの再生
- ・個人の働きがいや生きがいなどの自己実現の場の提供
- ・人と人のつながりが広がり、学びあい高めあうことによる成長
- ・地域社会での活躍の機会が少ない層（勤労者世代など）の参加の拡大
- ・新たな創業や事業展開の可能性

## (3) 協働の実績

市が取り組んできた市民との協働に関する実績には、次のようなものがあります。

政策決定過程における市民参加

附属機関の委員の公募、パブリックコメントの実施、ワークショップ<sup>10</sup>の開催、アンケートによる意見の募集など

福祉・健康分野の活動

グループホーム<sup>11</sup>、「3あいサポート柏」活動<sup>12</sup>など

スポーツ・文化分野の活動

「手賀沼エコマラソン」<sup>13</sup>、文化祭など

<sup>10</sup> グループで課題の整理、分析、提言、提案などを行う体験型、実習型の研究会。

<sup>11</sup> 高齢者や障害者が少人数で自宅に近い環境で暮らせる、在宅福祉施設。

<sup>12</sup> 健康で安心して暮らせるまちづくりを目指す「柏市健康文化都市プラン」を、市民参加によって進めている「であい・ふれあい・支え合い」の活動。

### 安全・安心分野の活動

「日本ガーディアンエンジェルス柏支部」<sup>14</sup>，自主防災組織など

### 環境分野の活動

手賀沼の水質浄化や酒井根下田の森緑地の保全など

### 地縁に根ざした地域活動

町会・自治会やふるさと協議会，地区社会福祉協議会，民生委員，健康づくり推進員などの連携・協力による地域活動

- ・ 各種の行政連絡業務やゴミのリサイクルへの協力
- ・ 訪問活動や配食サービスなど近隣型・支えあいの社会福祉事業

### NPO団体との協力

NPO団体への委託，共催などによる事業

### 大学との連携

- ・ 産学官連携の分野で起業家育成施設の整備などの新産業創出施策
- ・ まちづくりの分野で各種調査や計画策定への参画
- ・ 教育の分野で各種のセミナーや出前授業，体験学習の実施
- ・ 各種審議会等への委員としての参加

このほか，かつては近所付き合いや礼儀の範囲で行われてきた公道の清掃なども，近年では個人のボランティア活動として行われています。

地域社会の自助機能に，NPOによるコーディネートや支援なども加わって，様々な形で展開が広がりつつある状況です。

## 2 今後取り組むべき課題

行財政を取り巻く環境の変化を考えると，協働の重要性は一層高まるものと考えられます。従って，これまでの成果を活かして，市民と市との協働を広げていくことが重要です。

しかし，現在のところ協働の推進基盤は未だ脆弱であり，協働の言葉がひとり歩きして，市民参加の意欲をそいだり，誤解や摩擦を生む恐れもあります。また，市民公益活動には様々な形態や発展段階があり，個々には活発に行われていますが，活動の安定性や社会的評価，市との関係，団体同士の横のつながりなどの面では，全体としてさらに発展が期待されるところです。

今後の課題として，次のような点が挙げられます。

### (1) 市民との協働の考え方の共有化

- ・ 協働の考え方について，市民と市，あるいは市民同士の間での共有を図

<sup>13</sup> 柏市・我孫子市・沼南町の共催で開催しているマラソン大会。手賀沼周辺の自然環境を生かし，手賀沼浄化運動の推進と市民の健康意識の啓発を図る。

<sup>14</sup> ニューヨークに本部を持つ国際的な犯罪防止NPOの日本版柏支部。

り，理解を深めること。

## (2) 市民側の課題

- ・ 自立性，透明性，継続性，安定性の向上を図ること。
- ・ 活動の目的と公共性と責任を明確にすること。
- ・ 活動の場を適切に管理・運営すること。
- ・ 活動資金の安定的確保を図ること。
- ・ 市民同士のネットワーク化を進めること。
- ・ 市が行う支援策等を適正に活用すること。

## (3) 市側の課題

- ・ 職員の意識改革を徹底すること。
- ・ 協働がふさわしい事業は，積極的に協働で実施すること。
- ・ 情報の提供や公開を積極的に進めること。
- ・ 市民公益活動の自主性を尊重しながら，活動場所（拠点）の設置など活動を促進する適切な支援を行うこと。
- ・ 協働に関する総合的な推進担当の設置など，庁内体制を整備すること。
- ・ 提案制度の導入など，市民のアイデアを積極的に取り入れること。

市民と市との協働をさらに推進するための施策として，市民参加制度の充実，市民公益活動の促進，協働の推進体制の強化の3点を重点項目とし，以下，その施策について体系づけます。

## 第3章 協働のさらなる推進のために

### 第1節 市民参加制度の充実

#### 第1項 市民参加の考え方

市民と市との協働関係を築くための基本的な要素のひとつが，市民参加の推進です。このため，政策や計画の立案から実施・評価までの様々な局面で自発的・主体的な市民参加を促進し，市民感覚に沿った効果的で効率的な行財政運営を進めることを目指します。

市民参加の方法は次のとおりとし，市の機関は，市民参加の手続を行うときは，対象となる行政活動の性質・内容・影響及び市民の関心に応じて，適切な時期と方法を選択して実施するとともに，その結果を総合的かつ多面的に検討した上で意思決定を行うものとします。

#### 計画段階における市民参加

- ・ 附属機関に関する手続
- ・ 公聴会手続
- ・ パブリックコメント手続
- ・ その他の市民参加手続

#### 実施段階における市民参加

- ・ 協働事業
- ・ 事業提案制度
- ・ 環境美化里親制度
- ・ コミュニティビジネス
- ・ その他の市民参加手続

#### 評価段階における市民参加

- ・ モニタリング<sup>15</sup>
- ・ 成果の検証および評価

### 第2項 計画段階における市民参加

#### 1 計画段階における市民参加の対象

(1) 市の機関は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ、計画段階における市民参加の手続の中から、適切な方法を選択して行うものとし、

市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、もしくはその権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

その他、広く市民に適用され、市民生活又は事業活動に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃で、市の機関が適当と認めるもの

(2) ただし、次のいずれかに該当するものは、市民参加の手続を行うことを要しないものとし、

緊急に行わなければならないもの

軽微なもの

市の機関内部の事務処理に関するもの

金銭徴収に関するもの

法令の規定等により実施の基準が定められており、当該基準に基づいて計画の策定等を実施するもの

<sup>15</sup> 進行状況等について、継続的に点検すること。

その他，前各号に準ずるもの

## 2 計画段階における市民参加の時期

市の機関は，計画段階における市民参加の手続を行うときは，その結果を活かすことができるように，適切な時期に相当の期間を設けて行うものとします。

## 3 計画段階における市民参加に関する事項の公表

(1) 市の機関は，市民参加の手続を行うときは，対象となる行政活動に関する情報等を積極的に公表するよう努めるものとします。ただし，柏市情報公開条例（平成 12 年柏市条例第 4 号。以下「情報公開条例」といいます。）第 7 条に規定する不開示情報<sup>16</sup>を除きます。

(2) 市民参加に関する事項を公表するときは，次に掲げる方法のうち適切なものを選択して行うものとします。

担当窓口における供覧又は概要の配布

行政資料室における供覧

市の広報紙への掲載

市のホームページへの掲載

その他，効果的に周知できる方法

## 4 計画段階における市民参加の手続

計画段階における市民参加の手続のうち，附属機関に関する手続，公聴会手続，パブリックコメント手続については，後述の規定のとおりとします。

計画段階におけるその他の市民参加手続としては，市の機関は，様々な局面で広く市民の参加を得るため，次のような方法による手続を行い，実施にあたっては，手続の性質及び内容に応じて，必要な周知を行うものとします。

(1) アンケート方式

(2) ヒアリング方式

(3) 意見，作文，イラストなどによるアイデア募集方式

(4) 説明会，講習会などの勉強会方式

(5) シンポジウム，フォーラム等の意見交換会方式

<sup>16</sup> 法令等の規定又は国・県の機関の明示の指示により，公にすることができないと認められる情報，個人に関する情報で，その情報に含まれる氏名，生年月日の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別できるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるもの，など計 6 項目。

- (6) 懇談会，委員会等の合議方式
- (7) 公募などによりモニターや調査員，推進員等を委嘱する方式
- (8) グループで課題の整理，分析，提言，提案を行うワークショップ方式

### 第3項 実施段階における市民参加

実施段階における市民参加は，手法も手続も様々な形が考えられます。そこで，この指針においては，実施段階における市民参加を，事業の性質や内容などに応じて効果的に進めていくため，いくつかの手法等を挙げます。

#### 1 協働事業の充実

市が行う事務事業の内，地域活動や市民生活に密着した事業，市が着手していない先駆的な事業，市民の自由な発想や地域の資源が活かされる事業，きめ細かさや高い専門性が求められる事業，迅速性が求められる事業など，市民との協働で行うことがふさわしい事業や，施設の管理運営など市民公益活動の特性が活かせる業務については，協働事業として実施することを基本とします。

#### 2 事業提案制度の導入

市民公益活動を行う団体又は個人から，その専門性，創造性，地域性などの長所を活かした事業提案を公募し，提案者と市との協議等によって事業を選定して，委託，共催，実行委員会方式など協働の様々な手法で実施する制度の導入を検討します。

#### 3 環境美化里親制度の導入

道路，公園，繁華街など，一定区画の公共の場所を養子に見立て，市民が里親となってその清掃・美化活動などを行い，市は清掃用具の提供や傷害保険への加入，看板の設置などの支援を行う環境美化里親制度（アダプト・プログラム）の導入を検討します。

#### 4 コミュニティビジネスの支援

地域の人々が，地域に潜在している資源（技術力，労働力，智恵，原材料など）を活用し，地域の課題の解決を目指して行うコミュニティビジネスに対し，情報提供などの必要な支援をします。

事業の分野は，介護サービスや子育て支援などの保健・福祉型，まちおこしや

国際交流などの地域振興型，リサイクル推進や環境保全などの資源循環型，文化やスポーツなどの生涯学習型，情報誌の発行や事業運営の支援などの中間支援・情報提供型など，多岐にわたります。

## 5 その他の市民参加手続

実施段階におけるその他の市民参加手続として，次のような手法があります。

- (1) 公募などによりモニターや調査員，推進員等を委嘱する方式
- (2) グループで課題の整理，分析，提言，提案を行うワークショップ方式
- (3) 事業の企画から実施までを行う実行委員会方式

## 第4項 評価段階における市民参加

### 1 評価段階における市民参加の考え方

市民委員などで構成する協働推進組織の設置などによって，活動のモニタリングや成果の検証・評価及びその結果の公表を行い，評価段階における市民参加を促進します。

### 2 評価段階における市民参加のしくみ

指針の運用状況等については，市の自己評価とあわせて協働推進組織によるモニタリングや評価を行い，また，個々の事業については各事業の計画・実施に参加した市民とともにモニタリング，評価を行います。

## 第2節 市民公益活動の促進

### 1 市民公益活動促進の考え方

新たな公共領域の担い手としての市民の活動は，地縁型活動であれ，テーマ型活動であれ，これからの新しいまちづくりにおける大きな原動力のひとつであり，地域社会の様々な課題に柔軟に対応できる可能性を持っています。

こうした可能性を十分に活かし，それぞれの特性に応じた公益的な事業やサービスが効果的に行われるために，市民公益活動の自立的発展を促進する支援等が必要です。

そこで，協働を推進する条件整備手法のひとつとして，市民が多様性と自主性を尊重しあいながら市民公益活動を安定的に継続し，また，その成果を広く社会

に公開して評価を得るための活動促進施策を進めます。

## 2 活動促進のための施策

### (1) 人材を活かす仕組みづくり

市民公益活動に関わる人材が質量ともに向上するよう、支援します。

広報紙やホームページなどのメディア（媒体）、各種イベント、学校教育の場などを活用した意識啓発

職員による出前講座や学びあう学習会など、講座・研修会の開催

ボランティアの育成

世代、性別、職業などの枠を越えた人材のネットワークづくり

専門家によるアドバイスの仲介など、相談機能の充実

### (2) 活動環境の基盤づくり

情報の収集・提供

ホームページや相談業務の活性化、情報の発信・受信両面の充実などを図ります。

場所・設備の確保に対する支援

サポートセンターの整備、活動拠点・活動場所の整備、備品・機材等の貸し出し等に努めます。

資金の確保に対する支援

補助制度の整理・充実（立ち上げ補助とステップアップ補助）、事業の委託、市民税等の減免措置、融資制度の検討等、資金の確保に対する支援を行います。

事業の後援・共催

別に定めるところにより、市民公益活動の後援<sup>17</sup>や共催<sup>18</sup>を行います。

市民公益活動の信頼性を高める仕組みづくり

市民が、市からの支援等を、協働の担い手としての力量を形成し、自立的発展を促進するためのものとして活用し、活動成果などを広く社会に公開して安定した評価を得るようになるため、協働に関する情報のデータベース化など、市民公益活動の信頼性を高める仕組みづくりを進めます。

### (3) 市民公益活動団体のネットワーク化

市民公益活動団体同士の情報交換や協力、共同での新たな試みがより活発になるよう、市民公益活動団体相互の交流のきっかけづくりや継続的なイベ

<sup>17</sup> 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。

<sup>18</sup> 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担すること。

ントの仕掛けなど，ネットワーク化を図ります。

#### (4) 市民公益活動促進条例の活用

近年，NPO法人などによる市民公益活動が非常に活発になって公共の領域での役割が高まる中，その活動の性質や内容が非常に広範にわたっています。

これらの活動がさらに活発化するとともに，活動団体などの運営が適切になされるよう，市民公益活動に関する理念や，市民，市民公益活動団体及び市の責務などを定める「市民公益活動促進条例」を活用します。

### 第3節 協働の推進体制の強化

市の機関は，次のような施策を積極的に行い，市民と市との協働を推進するための体制の強化に努めます。

#### 1 情報公開の総合的な推進

市政情報の提供及び公表を積極的に行い，市民公益活動への理解と参加，相互の交流を促す環境を整えるよう取り組みます。

市政運営の様々な面において，各種制度や市政情報などが，市民の誰が見ても分かりやすくなるよう，創意工夫を凝らします。

- (1) 柏市情報公開条例に基づき情報の提供及び公表を進め，情報公開の総合的な推進に努めます。
- (2) 広報紙やホームページ等，多様な手法を活用して市政情報を提供するとともに，メディア（媒体）によって提供する情報にばらつきが生じないように，情報水準の均質化に努めます。
- (3) 市民公益活動団体などの活動情報を積極的に提供して，活動の促進や交流の橋渡しをするよう努めます。
- (4) パンフレット，チラシ類や広報紙，ホームページなど，市民に市政情報を提供する媒体については，図表を用いるなど，分かりやすく表現するよう努めます。

#### 2 庁内の体制整備

- (1) 庁内の連携を円滑にし，協働の考え方や進め方を共通認識することで，柔軟で機能的な推進体制を整備します。
- (2) 協働に関する総合的な推進担当を設置して，庁内外への啓発，相談の受け

付け，各種の案内などを行います。

(3) 予算編成や実施計画の策定などを通じて，協働による施策を推進していきます。

### 3 パートナーシップ意識の普及・啓発

協働によるまちづくりを進めるためには，協働の担い手である市や市民のひとりひとりがその意義やしくみを理解し，意欲を持って実践に取り組むことが欠かせません。

市民については，まちづくりにおける責任と役割を自覚して協働を担っていただくため，意識の啓発や市民同士の交流の促進などに取り組みます。

市については，アカウンタビリティ（説明責任）の履行を意識した体制づくり，職員研修の充実・強化，職員の意欲を活性化させる人事制度の研究，必要に応じたのマニュアルの作成などにより，職員の意識の改革を図ります。

### 4 指針の活用

まちづくりの主体である市民と市が，対等なパートナーとして協働を進めていくためのきっかけとして，また，市民公益活動がさらに活発になるよう理解と支援を促すものとして，この指針を積極的かつ柔軟に運用していきます。

また，地方分権の進展や社会経済の変化，協働環境の状況などに応じ，定期的に見直しを行います。

## 附属機関に関する市民参加手続

### (1) 委員の公募

市の機関は，地方自治法第138条の4第3項<sup>19</sup>の規定に基づき設置された附属機関（以下「審議会」といいます。）の委員を任命し，又は委嘱しようとするときは，市民の参加や市内有識者の登用を目的として委員の公募を行うものとします。

ただし，非公開の審議会及び行政処分に関する機関や高い専門性が求められる審議会は除くものとします。

---

<sup>19</sup> 「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」とする規定。

(2) 会議の公開

審議会の会議は，法令又は条例の規定により公開することができない場合を除き，公開するものとします。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，当該審議会を公開しないことができます。

情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項について審議等をする場合

当該会議を公開することにより，公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

(3) 会議開催の周知

審議会は，会議を公開するにあたっては，原則として会議開催予定日の14日前までに会議開催について公表するものとします。

会議の開催の公表は，市の広報紙への掲載，その他の方法により行うものとします。

(4) 会議録の作成

審議会は会議録を作成し，会議資料とともに保存するものとします。その公開については，情報公開条例の定めるところによるものとします。

(5) 公開状況の公表

市の機関は，審議会の会議公開の状況を，年一回広報紙に公表するものとします。

(6) その他

このほか，審議会に係る事務等について必要な事項は，柏市附属機関の組織及び運営に関する指針，柏市附属機関に関する事務処理要領，及び柏市附属機関等会議公開等要領の定めるところによるものとします。

### 公聴会による市民参加手続

公聴会については，個別の規則等によって定めるもののほか，以下の規定によるものとします。

(1) 実施手続

公聴会の手続は，実施しようとする行政活動等の趣旨，目的，内容等の必要な事項を公表した後，それに対する意見を公述人としての市民から受ける方法とします。

## (2) 公表事項

市の機関は、公聴会を開催するときは、原則として公聴会開催予定日の14日前までに、次の事項を公表するものとします。

ア 開催日時及び開催場所

イ 対象とする事案の内容

ウ 対象とする事案の処理方針の原案及び関連事項

エ 意見の提出先、提出方法及び提出期限

オ 公述人となることができる者の範囲

カ その他必要な事項

なお、提出期限までに意見の提出がなかったときは、市の機関は公聴会を中止し、その旨を公表するものとします。

## (3) 運 営

公聴会は、市の機関の長が指名する者が議長となり、主宰します。

公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために、議長の指示に従うものとします。

## (4) 報告書の作成等

議長は、公聴会を開催した都度、次に掲げる事項を記録した報告書を作成して市の機関の長に提出し、公聴会が終了したときは、当該報告書を公表するものとします。

対象とする事案の概要

公聴会の開催日時及び開催場所、参加人数

公述人の氏名及び発言の概要

質疑の概要

公聴会で配布された資料等の内容

その他必要な事項

## パブリックコメントによる市民参加手続

### (1) 実施手続

パブリックコメントは、市の機関が、市の基本的な施策等の策定にあたり、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表して広く市民等からの意見の提出を受け、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見の概要及びこれに対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続です。

(2) 実施対象

市の機関は、策定しようとする施策等に対して、その趣旨、目的、内容等について市民の意見等の提出を受けることが必要な場合には、パブリックコメント手続を行うものとします。

(3) 公表事項

市の機関は、パブリックコメント手続を行うときは、次の事項を公表するものとします。

対象とする事案の内容

対象とする事案の処理方針の原案及び関連資料

意見の提出先、提出方法及び提出期限

意見を提出することができる者の範囲

その他必要な事項

(4) 意見の提出方法

パブリックコメント手続における意見は、その記録性を確保できる範囲で、次に掲げる方法により、市の機関が指定する場所に提出するものとします。

書面による提出

郵便による送付

ファクシミリによる送信

電子メールによる送信

前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

(5) 意見の募集期間

パブリックコメント手続における意見の募集は、告知してから意見の提出期限までの間に、原則としておおむね1か月の期間を設けるものとします。

(6) 結果の取り扱い

市の機関は、パブリックコメント手続を行ったときは、提出された意見等を総合的かつ多面的に検討した上で意思決定をするものとします。

市の機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに提出された意見等の概要と検討結果及びその理由を公表するものとします。

ただし、情報公開条例第7条に規定する不開示情報を除きます。

附 則

この指針は、平成16年10月1日から施行します。